



タイトル Title	韓国的高等教育漸進的無償化と関連した政府及び地方自治体の制度運営現況及び問題点(The current situation and problems of free higher education policy in Korea central and local government)
著者 Author(s)	ハ, ボンウン/キム, ヨンジユ(翻訳)
掲載誌・巻号・ページ Citation	高等教育における経済的負担軽減及び修学支援に係る法・制度・行財政の日韓比較研究.:
刊行日 Issue date	
資源タイプ Resource Type	Research Paper / 研究報告書
版区分 Resource Version	author
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	
URL	<a href="http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81012473">http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81012473</a>

# 韓国の高等教育漸進的無償化と関連した政府及び地方自治体の制度運営

## 現況及び問題点<sup>1)</sup>

The current situation and problems of free higher education policy

in Korea central and local government

ハ・ボンウン(京畿大学校)<sup>2)</sup>

### 1. 序論

これまで高等教育財政は受益者負担基本原則により授業料のような民間支援の割合が桁外れに高く、政府支援が活発でなかったが、1995年教育改革委員会の5.31教育改進黨以後、大学評価基盤の選別的な行政・財政的支援を通じて高等教育財政支援政策が本格的に実施された。政府は大学教育の競争力強化、特性化及び多様化などの政策目標設定、大学総合評価等、各種評価制度を実施し、これを通じて大学を支援する多様な国庫支援事業が整備され始めた<sup>3)</sup>。

高等教育財政支援は大学に対する選択と集中により選別的支援方式で進行し、大学構造改革(定員縮小)と連動して選別的に拡大施行された。選別的高等教育財政支援の施行のために国立大学連合体制の構築(国立大学間統合支援事業)と私立大学の自発的構造改革、又は統・廃合を強力に誘導した。この他にも地域間のバランスの取れた発展の流れに合わせて地域の大学を育成して特性化するために、高等教育に対する地域間のバランスの取れた発展を中心とした財政支援事業を施行した。

高等教育財政支援事業の拡大、及びグローバル競争力の確保のために高等教育財政支援の総量目標(GDP比1%)を設定し、高等教育を産業現場が重点をおく点に合わせるために改革し、産業-教育の間のミスマッチの問題を解消して学齢人口減少に備えるために高等教育の生態系を変化させることを財政支援政策の焦点に置き、社会の需要変化に対応するための大学構造改革(定員縮小)の実施を試みた。

特に2012年から授業料半額政策の実施や国家奨学金及び学資金の貸与政策を導入し、大学自身の支援(学内外の奨学金、授業料値下げ)と並行して持続・実施することによって大学生・保護者の授業料負担を緩和して教育機会を確保しようとした。ひいては国家奨学金の所得による支援を通じて低所得層にも高等教育へのアクセス機会と公平性を拡大しようとした。

これに対し本稿では大学授業料軽減と無償化に関連した中央政府及び地方自治体の高等教育財政の規模、国家奨学金及び学資金貸与、大学授業料値上げ率の上制限、大学入学金の廃止などの現況、それらの成果と問題点を考察する。

### 2. 中央政府及び地方自治体の高等教育財政支援現況と成果

<sup>1)</sup> 本原稿は著者が共同研究員で参加したヨ・ヨンイン他(2020)、「教育財政総合診断及び対策研究」の内容をベースに作成された。

<sup>2)</sup> 하봉운, 河奉韻, Ha Bongwoon / 경기대학교 교직학부 교수/ 교육재정 종합 진단 및 대책 연구(2020), 지방교육재정교부금 심층평가(2019) 등

<sup>3)</sup> 工学部育成支援事業(1994-1998)、大学院育成事業(1995-1999)、国際専門人力養成支援事業(1997-2001)、地方大学特性化支援事業(1999-2001)などの特殊目的選別支援事業が拡大して多様化した。

### 1) 中央政府及び地方自治体の高等教育予算現況

韓国の高等教育の公教育費は国・公立大学、私立大学、教育部予算、奨学金、学資金貸与、その他、民間移転金で構成されており、私立大学の授業料を除いた韓国政府の高等教育財政支援は2012年の国家奨学金制度導入以後、大きく拡大してきた。2013年に11兆7,700億ウォンと継続的に増加して2019年には17兆2,300億ウォン、2020年(案)には19兆800億ウォンまで増加した。最も多くの比重を占めるのは教育部高等教育予算<sup>4)</sup>で、2013年は7兆9,700億ウォンに増加し、2020年には11兆3,200億ウォンに達する。教育部高等教育予算のうち、他部門予算は高等教育の部門外である生涯・職業教育部門に含まれた専門大学、生涯学習事業関連予算も含まれており、2013年の2,900億ウォンから次第に増加して2019年には4,000億ウォン、2020年(案)には5,100億ウォンとなっているが、教育部高等教育予算全体の中ではさほどの比重を占めていない。他部署(科学技術情報通信部、雇用労働部、国防部、国土交通部、農林畜産食品部、産業通商資源部、文化体育観光部、気象庁など)は2013年に3兆4,200億ウォンから次第に増加した結果、2020年には6兆7,100億ウォンとなった。地方自治体予算は2013年の3,800億ウォンから2020年(案)には4,500億ウォンに増加した反面、学資金貸与は2016年の6,600億ウォンから2020年(案)には6,000億ウォンの水準になり、若干減少した。

GDP比での高等教育財政の比重をみると、2010年の国家総生産項目基準としてのGDP比での高等教育財政総規模は2013年に0.82%、2014年に0.88%、2015年に0.92%、そして2016年には0.94%と次第に増加している。2017年には0.85%に減少したものの、2020年(案)には0.94%に増加することが予想される。

〈表1〉 高等教育予算現況(2013年－2020年(案))

(単位:兆ウォン)

区分	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020(案)	
総計(A)	11.77	13.01	14.42	15.46	15.67	16.32	17.23	19.08	
教育部	小計	7.97	8.96	9.32	9.52	9.67	9.84	10.48	11.32
	高等部門 <sup>1)</sup>	7.68	8.65	8.981	9.18	9.28	9.50	10.08	10.81
	国家奨学金 <sup>2)</sup>	2.94	3.68	3.85	3.94	3.95	4.0	4.0	4.0
	他部門 <sup>3)</sup>	0.29	0.31	0.34	0.34	0.39	0.34	0.40	0.51
他部署 <sup>4)</sup>	3.42	3.73	4.80 <sup>4)</sup>	4.89	4.92	5.48	5.72 <sup>4)</sup>	6.71 <sup>4)</sup>	
地方自治体 <sup>5)</sup>	0.38	0.32	0.30	0.39	0.47	0.42	0.43 <sup>5)</sup>	0.45 <sup>5)</sup>	
学資金貸与 <sup>6)</sup>				0.66	0.61	0.58	0.59 <sup>6)</sup>	0.60 <sup>6)</sup>	
10年基準 <sup>7)</sup>	GDP(B)	1,429.4	1,486.1	1,564.1	1,641.8	1,730.4	1,782.3	1,844.6	1,909.2
	割合(A/B)	0.82%	0.88%	0.92%	0.94%	0.91%	0.92%	0.93%	1.00%
15年基準 <sup>7)</sup>	GDP(C)					1,835.7	1,893.5	1,959.8	2,028.4
	割合(A/C)					0.85%	0.86%	0.88%	0.94%

注: 1) 教育部予算プログラム基準による高等教育部門予算

—2015年は国立大学会計法施行の適用により2015年予算編成基準10兆5,284億ウォンから期成会費の代替予算、授業料、収入代替経費など1兆5,460億ウォンが除外された8兆9,824億ウォンである。

2) オーダーメイド型国家奨学金支援金額(国家奨学金Ⅰ類型、Ⅱ類型、優秀・勤労)

3) 予算書基準の高等教育部門のほか、生涯・職業教育部門に含まれた専門大、生涯学習事業関連予算

4) OECD教育財政調査に基づく教育部以外の他部署からの大学支援金額

<sup>4)</sup> 教育部高等教育予算は、教育部予算プログラム基準の高等教育部門に配分された予算であり、国家奨学金予算を含んでいる。

- 2019年～2020年はR&D予算増加率(2019年4.4%、2020年17.3%)を適用して推計
- 2015会計年度「国立大会計法」施行による国立大学財源のうち、国庫補助金14ヶ月分(2015年1月～2016年2月)を含む
- 5) 私学振興財団財政支援現況調査による地方自治体の大学直接支援金額
  - 2019～2020年は2011年～2018年の年平均増加率(3.5%)を適用して推計
- 6) OECD教育財政調査を含む学資金貸与(公務員年金公団、私立学校教職員年金公団、国家報勲処など)
  - 2019年～2020年は最近3年間の物価上昇率(1.5%)を適用して推計
- 7) 韓国銀行経済統計システム10.1.1. 国内総生産項目(名目、ウォン貨、2010年及び2015年基準)
  - 2019年～2020年は国会予定処(NABO)のマクロ経済変数による展望成長率3.5%を適用して推計
- 8) 本表は部署間協議を通じて項目別予算を再構成した結果に基づき2019年11月を基準とした。

出処: ソ・ヨンイン他(2020)、教育財政総合診断及び対策研究、p. 129.

## 2) 国家奨学金支援現況

2012年に導入された国家奨学金は学費負担軽減のための支援としての所得連動型国家奨学金を意味しており、現在の国家奨学金Ⅰ類型、国家奨学金Ⅱ類型、多子女国家奨学金、地域人材奨学金、入学金支援奨学金に区分されているが、代表的なものは国家奨学金Ⅰ、Ⅱ類型である。国家奨学金予算は持続的に拡大して2012年の1兆7千5百億ウォンから2019年には3兆6千億ウォンとなり導入当時に比べて2倍以上拡大したが、これは2019年の教育部高等教育予算9兆8千5百億ウォン<sup>14)</sup>の37%に達する金額であり、教育部高等教育支援事業中、最大規模である(ヨン・トクウォン、2019)。

〈表2〉 年度別国家奨学金予算

(単位:億ウォン)

区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
総計(A)	17,500	27,750	34,575	36,000	36,545	36,346	36,845	36,022
Ⅰ類型	7,500	20,750	28,350	29,000	29,000	28,917	29,416	27,390
Ⅱ類型	10,000	7,000	5,000	5,000	5,000	4,800	4,800	4,800
地域人材 <sup>1)</sup>	—	—	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(800)	(800)	(800)
多子			1,225	2,000	2,545	2,629	2,629	3,832

注: 1) 地域人材奨学金はⅡ類型奨学金に含まれる。

出処: 教育部、年度別国家奨学金支援計画、各年度; ヨン・トクウォン(2019) 国家奨学金導入8年、学費と高等教育財政、p. 5.

国家奨学金の本格施行(2012年以後)により学生1人あたりの平均学費金額に占める奨学金の割合が上昇した。国・公立大学学生1人あたりの奨学金は2009年に113万4千ウォン、学費は391万5千ウォン、1人あたりの学費に占める奨学金の割合は29.0%であり、2018年には学生1人あたりの奨学金が270万2千ウォンに増加し、学費は389万4千ウォンに減少して1人あたりの学費に占める奨学金の割合が69.4%になった。これに伴い国・公立大学の学生1人あたりの平均学費減免率は2011年の31.2%から2012年には47.9%に上昇し、2013年には何と57.5%以上の減免率を達成したうえで2018年の基準では約70%の学費減免率を達成した(ソ・ヨンイン他、2020)。

私立大学学生の1人あたり奨学金は2009年130万2千ウォン、学費は712万2千ウォンで1人あたりの学費に占める奨学金の割合は18.2%に過ぎなかったが、私立大学学生1人あたり奨学金は2018年に352万ウォンに増加し、学費は718万5千ウォンと、1人あたりの学費に占める奨学金の割合は49.0%と大きく上昇した。これに伴い、私立大学の学生1人あたり平均学費減免率は2015年頃から約50%の減免率を達成した

(ソ・ヨンイン他、2020)。

〈表3〉 年度別学生1人当り奨学金規模

(単位:千ウォン)

区分	会計年度										
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	
全体平均奨学金	1,263	1,308	1,445	2,122	2,577	2,947	3,158	3,271	3,373	3,330	
国立	奨学金(A)	1,134	1,180	1,264	1,869	2,240	2,599	2,675	2,673	2,751	2,702
	登録料(B)	3,915	4,051	4,052	3,903	3,894	3,885	3,884	3,884	3,887	3,894
	A/B*100	29.0	29.1	31.2	47.9	57.5	66.9	68.9	68.8	70.8	69.4
私立	奨学金(A)	1,302	1,346	1,499	2,197	2,697	3,051	3,305	3,451	3,560	3,520
	登録料(B)	7,122	7,240	7,404	7,111	7,090	7,101	7,109	7,129	7,161	7,185
	A/B*100	18.3	18.6	20.2	30.9	38.0	43.0	46.5	48.4	49.7	49.0

注 : 1) 在学生1人あたり奨学金 = (校内奨学金合計 + 学外奨学金合計) / 在学生数で計算。  
 2) 国公立大学(教育大学、国立大学法人)本分校及び学舎基準在学生数、学校数を適用。  
 出处: ソ・ヨンイン他(2020)、教育財政総合診断及び対策研究、p.137.

### 3) 国家奨学金と学資金貸与

高等教育の無償化政策とは差があるが、学資金貸与制度は大学生と大学院生の学費負担を軽減するために運営されており、一般償還学資金貸与、就職後償還学資金貸与、農村出身大学生学資金融資がある。一般償還学資金貸与は所得と関係なしに貸与額に対する据置期間と償還期間を多様に選択するものである。これは据え置き期間の間には利子を納付した後、償還期間に利子と元金を償還する制度である。就職後償還学資金貸与は大学を卒業し就職してから年間所得金額が償還基準所得(2019年基準は2,080万ウォン)を超過したり相続・贈与財産が発生した場合に一定金額を義務的に償還する制度である。そして農村出身大学生学資金融資は農漁村出身学生に学費全額を無利子で貸与する制度である(国会立法調査処、2020)。

国家奨学金と学資金貸与を比較すると、国家奨学金は2012年を基点に2010年に7,586億ウォン、2011年に8,602億ウォン、2012年に2兆1,531億ウォン、2018年には4兆3,053億ウォン水準で急激に増加した反面、学資金貸与は2013年に約3兆5千億ウォンを越えて同年、国家奨学金の3兆8千億ウォンと類似の規模になったが、2014年以後、学資金貸与の規模は減少し始め、2017年まで継続して減少傾向をみせている(ソ・ヨンイン、2020)。

現在の学生の学資金貸与利子への負担を軽減するために、1) 利子を実利子に転換する方案と、2) 既存の利子を実利子に近い水準に下げる方案などが議論されている。



[図1]

国家奨学金と学資金貸与の年度別支出総額の変化

注1) 国家奨学金は教育統計年報基準資料である。

2) 学資金貸与は韓国奨学財団から施行された就業後償還学資金貸与、一般償還学資金貸与、農漁村大学生学資金融資、政府保証学資金貸与の各年度の総合計である。

出处: ソ・ヨンイン他(2020)、教育財政総合診断及び対策研究、p. 138。

#### 4) 大学学費引上げ率上限制

大学学費の策定に関する事項は「高等教育法」と教育部令である「大学学費に関する規則」に規定されているが、高等教育法では引上げ率上限ラインに対する基準を、大学学費に関する規則では学費徴収金額公告及び報告などの内容を含んでいる。すなわち「高等教育法」第11条第5項は『学費審議委員会は「教育関連機関の情報公開に関する特例法」第6条第1項第8号の2の学費、及び学生1人あたり教育費算定根拠、都市勤労者平均家計所得、第7条第3項の高等教育支援計画、学費依存率などを勘案して当該年度の学費を適正に算定しなければならない』と規定し、第8項は『各学校は学費の引上げ率が直前3年度平均消費者物価上昇率の1.5倍を超過してはならない』と明示しており、「大学学費に関する規則」第2条の2第1項は『学費の引上げ率は年間学校平均学費を基準として計算するものの、学部と大学院は別に計算』するように規定しており、第2項は『学費引上げ率算定方法に関して必要な事項は教育部長官が定め、公告する』と規定している(国会立法調査処、2020)。

大学の学費引上げ率算定を物価上昇率と連動させる学費引上げ率上限制は2011年に初めて施行された。学費引き上げは直前3年度平均消費者物価上昇率の1.5倍を超過して引き上げることができないようにし、大学が正当な理由なく学費を基準以上に引き上げる場合、政府の財政支援事業参加制限や等差支援などの制裁を受けることがある。

これに伴い大学学費が最近10年の間ほとんど凍結され、学生と保護者の学費負担緩和に大きく寄与したが、大学側は大学の運営と教育に必要な施設と環境の構築に必要な財源の確保が困難になったと主張している(ソ・ヨンイン他、2019)。

〈表4〉大学学費引上率現況

(単位:千ウォン、%)

区分	2015		2016		2017		2018		2019		2020	
	学費	変動率	学費	変動率	学費	変動率	学費	変動率	学費	変動率	学費	変動率
大学	5715.3	0.04	5743.4	0.54	5766.8	0.38	5791.0	0.42	5807.9	0.28	5829.5	0.40
専門大学	4164.3	0.11	4166.9	0.01	4171.3	0.09	4173.3	0.03	4176.6	0.04	4189.9	0.35

注: 1) 学費は当該年度の国・公立大学と私立大学学費平均を意味する

2) 変動率は学費の前年度金額に対する引上率を意味する

出処:国会立法調査処(2020)、2020 国政監査イシュー分析 第Ⅶ巻 教育委員会・文化体育観光委員会、p. 70。

### 5) 大学入学金の廃止

政府は2018年の国・公立大の入学金を廃止し、私立大学の入学金は2022年まで段階的に廃止していくことを明らかにした。2019年の大学入学金廃止と学費分割納付等を含んだ『高等教育法』改正で大学入学金廃止を法的に明文化し、2023年からは大学入学金の法的根拠が完全に消失することになる。具体的には入学金が平均(約77万ウォン)未満の4年制私立大学92校は2018年から入学金の実費用を除いた残りを4年間毎年20%ずつ縮小させ、入学金が平均(約77万ウォン)以上の4年制私立大学61校は入学金の実費用(20%)を除いた残り5年間で毎年16%ずつ縮小させる。私立専門大学128校は入学金の実費用(33%)を除いた残りを5年間で毎年13.4%ずつ縮小させるという計画である。

大学入学金はその性格や徴収目的、算定根拠などが明確ではなく、大学別の金額がそれぞれ異なっているために議論になってきたが、2017年を基準とした国立工学部の入学金は平均15万ウォン、私立大の入学金は平均77万ウォン水準だった。大学の立場では何より入学金廃止に伴う財政問題を憂慮し入学金廃止に反対したりもしたし、廃止による大学に対する財政拡充を要求したりもした。それはすなわち入学金廃止は大学の財政負担を重くする要因に繋がるためである。

これに対し政府は2021年及び2022年までは入学金の実費用に対して国家奨学金で支援し、2022年以後からは新入生学費に含めるものの、該当学費分を国家奨学金で支援して学生負担を解消する計画を明らかにした。これに伴い、2021年度の新入生及び2022年度の新入生は実質入学金負担が0ウォンになり、私立大学の入学金が事実上廃止されることが予想される。段階別入学金廃止により私立大学4年制基準で2018年は914億ウォン、2019年は1,342億ウォン、2020年は1,769億ウォン、2021年は2,197億ウォン、そして2022年からは2,431億ウォンの学費負担を減らすことができると予想される。

### 3. 中央政府及び地方自治体の高等教育財政支援の問題点と今後の課題

#### 1) 依然として低い政府負担による公教育費支援

政府は高等教育財政支援拡大、国家奨学金、学資金貸与の政策施行など、多様な政策と持続的な支援を施行して大学教育費に対する民間負担を減らすために努力し、実際に民間負担の高等教育の公教育費軽減が達成されているが、OECD国際水準と比較する場合、依然として高い民間負担率が発生している。

2016年基準の韓国の大学生1人あたり公教育費は\$10,486、政府負担1人あたり公教育費は\$3,985であ

り、OECD 大学生1人あたり公教育費平均\$15,556の67.4%、政府負担1人あたり公教育費\$10,267の38.8%に過ぎず、国民1人あたりGDP比でもOECD国家平均よりはるかに低い水準である。

政府負担、民間負担に区分してみたとき、政府負担、民間負担の高等教育の公教育費の相対的割合はやはり韓国の場合、政府と民間が38:62であったのに対し、OECD国家平均は政府と民間が66:32であった。すなわち2016年を基準とした韓国のGDP比の高等教育の公教育費の割合のうち政府負担が0.7%、民間負担は1.1%で、同年のOECD平均政府負担割合である0.9%、民間負担の0.5%に比べ、OECD平均よりも政府負担割合は0.2%低く、民間負担は0.6%高い水準であった。これを通じ、脆弱な高等教育投資構造の主な原因は低い政府負担、高い民間負担であると解釈することができる。

〈表5〉 国家経済規模、年間大学生1人あたり公教育費

発表年度	基準年度	区分	国家総GDP (Billion US\$)	国民1人あたりGDP (US\$)	大学生1人あたり公教育費		政府負担大学生1人あたり公教育費		GDP対比高等教育費構成		
					金額(US\$)	1人あたりGDP対比	金額(US\$)	1人あたりGDP対比	政府負担	民間負担	計
2014	2011	OECD平均	1,303	36,676	13,958	38.1	9,221	25.1	1.1	0.5	1.6
		韓国	1,559	31,228	9,927	31.8	3,076	9.9	0.7	1.9	2.6
2015	2012	OECD平均	1,346	37,654	15,028	39.9	9,223	24.5	1.2	0.4	1.5
		韓国	1,611	32,097	9,866	30.7	3,308	10.3	0.8	1.5	2.3
2016	2013	OECD平均	1,403	39,009	15,772	40.4	9,719	24.9	1.1	0.5	1.6
		韓国	1,645	32,616	9,323	28.6	3,684	11.3	0.9	1.3	2.3
2017	2014	OECD平均	1,454	40,169	16,143	40.2	11,300	28.1	1.1	0.5	1.6
		韓国	1,704	33,587	9,570	28.5	3,254	9.7	1.0	1.2	1.6
2018	2015	OECD平均	1,503	41,344	15,656	37.9	10,333	25.0	1.0	0.5	1.5
		韓国	1,824	35,761	10,109	28.3	3,639	10.2	0.7	1.2	1.9
2019	2016	OECD平均	1,552	42,452	15,556	36.6	10,267	24.2	0.9	0.5	1.5
		韓国	1,903	37,143	10,486	28.2	3,985	10.7	0.7	1.1	1.7

注：1) 国家経済規模は当該年度名目PPP GDP規模である。

2) 学生1人あたり公教育費はGDPに対するアメリカドルPPP換算額である。

資料 1) OECD(2014-2019). Educational at a Glance. OECD, National Accounts at a Glance, GDP(<https://stats.oecd.org>)参照

2) [https://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=SNA\\_TABLE1#](https://stats.oecd.org/Index.aspx?DatasetCode=SNA_TABLE1#)(GDP per head, US\$, current prices, current PPPs)

2016年基準の大学公教育費総財源のうち政府財源が占める割合は38%でOECD国家中最下位の34位だったが、民間財源が占める割合は62%で世界5位であった。また、高等教育に投資する民間財源がOECD平均民間負担の高等教育の公教育費の割合(32%)よりも2倍程度多かった。これは私立大学が大学全体の80%程度を占める構造と、高い学費など大学教育に使用する民間負担費用が依然として多いことを示す結果である。



## 2) 学費凍結に伴う私立大学財政悪化及び財政運用の自律性の阻害

2018年度国・公立大学の年平均学費は\$4,886、私立大学(独立型)は\$8,760であり、資料提出国家のうち韓国の大学学費は国・公立大学では8番目、私立大学(独立型)では4番目に位置しており、依然として高額であることが示された(OECD、2019)。

反面、高等教育機関全体の約86%に達する私立大学の主な収入源は学費だったが、凍結政策以後、設立者負担金である法人転入金拡充が現実的に難しい状況の中で、学費凍結により2010年から私立大学の財政健全性が急落したと分析されており(ソ・ヨンイン他、2019)、大学財政の政府依存度を高める結果を招くことにより大学財政運用の自律性を阻害する憂慮が提起されている。

特に大部分の大学が教育と運営に必要な財源を学生が納付する学費で充当しているが、少子化で学生数が減少し新入生充足が難しい中、大学構造調整による定員縮小で大学の財政に支障を来している。

## 3) 高等教育財政の法的根拠の不十分さとこれに伴う財政支援の不安定性

高等教育財政はこれまで政府が拡充してきた規模に比べ、財源確保、支援方式及び基準などに対する法的根拠が不十分な状況で高等教育財政支援の予測可能性を保障できず、安定的で一貫性ある財政支援を難しくする可能性が高い。実際に過去19年間の高等教育予算が教育全体の予算で占める割合は平均13.13%であるのに対し、教育予算の変動額全体の中で高等教育予算変動額が占める総割合は37.96%に達しており、この間の変動率が非常に高い実情である。予算変動率が高いということは高等教育財政支援において安定性より不安定性が大きいということを意味している。これは関連政策と事業を推進するのに一貫性を確保するのが難しいことを意味している(ソ・ヨンイン他、2017)。

今後、国際的水準の政府負担の高等教育の公教育費を安定的に確保するためには高等教育の長期的発展計画の樹立、高等教育財政のGDP比の最小確保割合に対する根拠、法令の制定・改正などが伴わなければならない。具体的な実行計画も用意されなければならない。

## 参考文献

- 教育部・韓国教育開発院(各年度). 教育統計年報  
国会予算処(2019). 2020年度予算案委員会別分析[教育委員会所管].  
国会立法調査処(2020). 2020国政監査イシュー分析 第Ⅶ巻 教育委員会・文化体育観光委員会  
企画財政部(2019). 2019~2018国家財政運用計画主要内容. 企画財政部.  
ソ・ヨンイン他(2017). 高等教育財政支援政策診断及び改善方案研究. 韓国教育開発院.  
ソ・ヨンイン他(2019). 高等教育政府財政確保方案研究. 韓国教育開発院.  
ソ・ヨンイン他(2020). 教育財政総合診断及び対策研究. 経済・人文社会研究会協同研究叢書20-37-01.  
ヨン・トグォン(2019). 国家奨学金導入8年、学費と高等教育財政、ノ・スソク烈士23周期追慕討論会資料集. 1-35. <https://khei-khei.tistory.com/2318>  
韓国教育開発院(各年度). 高等教育財政支援分析資料集. 韓国教育開発院.  
韓国私学振興財団(各年度). 高等教育財政支援情報分析資料集.

韓国奨学財団(各年度). 統計年報.

OECD(2019). Government at a Glance2019.

OECD(各年度). Education at A Glance.